

女性活躍推進法に基づく小倉記念病院の「一般事業主行動計画」

仕事と家庭の両立ができ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、 当院は次のとおり「一般事業主行動計画」を策定します。

- 1. 計画期間 令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日
- 2. 当院の現状と課題

当院の在職者のうち女性が占める割合は71.3%、在職者のうち管理職に占める女性の割合は36.4%で国の平均(15%)を大幅に上回るものの、在職比率を加味すると一層の女性登用が望まれます。

- 平均勤続年数 女性10.1年 男性13.7年(役員および医局人事異動のある医師を除く)
- 男女の賃金格差(男性労働者平均賃金に対する女性労働者平均賃金の割合)

【全労働者】 51.7% 【正職員】 53.6% 【非正規職員】 40.5%

※注釈:男女の賃金格差の主要因は医師の占める割合が男性に大きく偏っているため。

• 育児休業取得率

【男性】 5.3% 【女性】 100%

3. 目標と取組内容

〈目標〉

- (1) 男女の平均勤続年数の差を2年以内にする。
- (2) 管理職の女性登用比率を40%以上にする。

〈 取組内容 >

- 女性が、家庭と仕事を両立しやすいように以下の取り組みを行います。
 - ・「所属長への毎月の時間外労働状況の通知・報告体制確立」により、更なる時間外労働削減を推進します。
 - ・役割分担を見直し、忙しい部門・職種の業務負担の軽減を図ります。
- 育児による退職を防ぐため、多様なシフトを持つ育児短時間制度の利用を促進します。 特に女性医師の就労継続のためにより柔軟な勤務形態・勤務時間に対応します。
- 能力の高い非正規職員を対象に正職員への雇用転換を推進し、管理職候補の母集団を増やします。
- 健康診断後の受診勧奨、ストレスチェックや産業医・臨床心理士によるメンタルサポート等を 推進し、健康的な就業継続を支援します。